

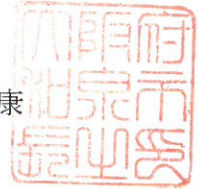
和泉広協第 663 号

令和 4 年 8 月 2 日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

和泉市長 辻 宏康



平素は、本市の行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 6 月 30 日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答致します。

#### 記

##### 1. 職員問題

①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に市民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

##### 【回答】

市では、昨年度も採用職員数の増加をめざして採用予定人数の設定を行ったように、職員の削減を推進する考えではありません。

緊急時・災害時の対応を含め、効率的・効果的な行政運営のため、業務内容及び今後の事業予定に応じて、正規職員に加え、任期付職員、会計年度任用職員を採用していきます。

②大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

##### 【回答】

市の一般行政職における女性管理職の割合は 20.7%で、5 年連続増加しています。今後も引き続き積極的な女性管理職の登用に取り組んでいきます。

## 2. コロナ対応及び物価高対策

①コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

### 【回答】

土日祝日の新型コロナに関する各種相談等の窓口対応は行っていませんが、市民の方からお問い合わせがあった場合は、大阪府コロナ相談センター、大阪府受診相談センター、厚生労働省電話相談センターなどが土日祝日も含めて電話対応を行っていますので、そちらをご案内しています。

また、生活困窮者自立相談支援事業を事業委託し、市内8カ所に相談窓口を設置し、365日、24時間の相談対応としています。

年末年始やゴールデンウィークといった大型連休には、ホームレス支援等の緊急支援を行えるように、庁内担当部署にて支援体制を整えています。

DV相談は、365日対応の窓口等を市ホームページで周知しています。

②各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

### 【回答】

市は、生活困窮者自立支援制度や就労支援の担当部署にて、特別定額給付金や非課税世帯等に対する臨時特別給付金等のコロナ支援に関する給付金事業を実施しています。

そのため、単に現金給付を追加で行うものではなく、給付対象者への相談支援や就労支援等にて、困窮者対策の充実化を図っています。

③生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

### 【回答】

市では「福祉世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的」として、「高齢者」「障がい者」「ひとり親」世帯で住民税非課税世帯もしくは均等割のみ世帯に対して、水道料金及び下水道使用料の基本料金等の減免を実施しています。

現時点では、その要件以外の生活困窮者に対する減免の拡充は考えていません。

## 3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

①子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査をするなどして実態をつかむこと。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活支援を行う観点から、給付金(児童一人あたり5万円)の支給を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対しても、申請により給付されますので、広報紙、ホームページに加え、個別に案内を送付し周知を図ります。

また、毎年実施している児童扶養手当の現況届提出時に実態を聞き取り、必要であれば、支援の案内を行います。

②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

**【回答】**

大阪府の制度では、所得制限を設け小学校就学前までの助成としているところ、市では、令和3年4月診療分から、これまでの中学3年生から年度末年齢18歳まで対象年齢の拡大を行いました。

あわせて、限られた財源の中で対象を拡大するうえで検討した結果、食事費用は入院の有無にかかわらず必要となることから、入院時食事療養費助成を廃止したところです。

いずれも、無償化は大阪府下の状況や子どもの人口推移を見つつ、他の子育て施策も勘案しながら検討課題のひとつとしていきます。

③各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

**【回答】**

市は食糧支援として、大阪いずみ生活協同組合と協定を締結し、緊急的・一時的に食糧の提供を受け、生活に困窮している方等へ支援を行っています。

また、困窮状態の解消に向けた相談支援を行っています。

④小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

**【回答】**

小中学校の給食費や保育所等の副食費を無償化する場合には多額の財源が必要とな

り、給食施設の老朽化や学校施設の大規模改修など優先して取り組まなければならない課題もあります。このことから、給食に要する経費のうち食材料費は、引き続き受益者負担を求めていきたいと考えています。

なお、保育園・認定こども園・幼稚園は、国の制度を活用し、年収 360 万円未満相当の世帯の副食費の免除又は補助を実施しています。

⑤児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

#### 【回答】

児童扶養手当申請時及び現況届提出時には、申請に必要なでない聞き取りをせずにプライバシーに配慮した対応をします。

また現在、戸籍での確認ができるため、民生委員による独身証明書作成は実施していません。

⑥学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

#### 【回答】

市では学校歯科検診の結果把握に努めており、未受診者対策として、リーフレットの作成など保護者への啓発に取り組んでいます。

あわせて、希望する児童生徒が歯みがきしやすい環境づくりなど、学校や関係機関等と連携し、予防歯科に取り組んでいきます。

また、現状、スクールソーシャルワーカーによる付き添い受診は、基本的に保護者同意の上で実施をします。スクールソーシャルワーカーが受診同行等の支援を円滑に実施できるよう学校におけるチーム支援体制づくりを推進しています。しかし、市におけるスクールソーシャルワーカーの勤務状況を踏まえると、受診に継続的に同行することは難しいため、今後もスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、受診に同行することができる体制構築を推進します。

⑦「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

令和3年度末に和泉市立学校の小学校5年生から中学校3年生まで（義務教育学校では5年生から9年生まで）を対象に、ヤングケアラーに係る項目を含む生活アンケートを実施するとともに必要に応じた相談支援体制を整備しました。

介護・家事・育児などの支援体制は、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、児童生徒のヤングケアラーの早期発見や早期認知を進めるとともに、要支援家庭への直接支援や間接支援を行い、必要に応じて福祉サービスの利用に取り組んでいます。

⑧子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答】

市は「和泉市子どもの夢応援奨学金」として、給付型奨学金制度を設置しています。

また、授業料支援制度とともに、大阪府育英会、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度といった各種奨学金制度を掲載したパンフレットを毎年作成し、学校から対象すべての子どもを通じ、保護者へ配布しています。

#### 4. 医療・公衆衛生

①コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

【回答】

地域医療構想の見直しは、必要に応じて自治体としての意見を発信していきます。

また、クラスターが発生しやすい施設へのPCR検査は、大阪府に対して、必要に応じて要望していきます。

②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング（慶応大学・濱岡豊教授調査）では大阪府は最下位となっている。大阪

市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うように大阪府に強く要望すること。

【回答】

今後、大阪府において、保健所の機能をどのように強化するかなどの動向を注視すると共に、必要に応じて、機能強化を大阪府に要望していきます。

5. 国民健康保険

①コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

【回答】

令和4年度の国民健康保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、国民健康保険事業財政調整基金を活用して、医療分の均等割保険料を一人あたり約5,000円抑制しています。

こどもの均等割は、国の方針により今年度から2分の1に減額となっていますが、制度の拡充を全国市長会を通じて国に要望しています。

②多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行うという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

【回答】

大阪府では保険料の市町村間における格差を是正し、被保険者間の負担の公平性を確保する観点から大阪府国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から6年間の激変緩和期間を設けて保険料率の統一に取り組んでいます。

国民健康保険料は、高齢化の進展や医療費の増加に伴い、被保険者の負担は年々増加していますことから、大阪府に対して保険料の抑制を働きかけていきます。

なお、地方財政法の規定により各会計年度で生じた歳入歳出の決算上剰余金は基金に積み立てることとなっています。

③国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の

猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については 2020 年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

**【回答】**

国民健康保険における傷病手当金の個人事業主への対象拡大は、就業形態の多様性から被保険者間の公平性の確保や財源の確保の課題を抱えています。今後も国の動向を注視していきます。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免は、国からの事務連絡のとおり昨年度と同様の基準で実施しています。

制度は、広報紙やホームページ等を活用し、周知を図っていきます。いずれの申請書もホームページからダウンロードが可能で、郵送による申請も受け付けています。

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

**【回答】**

市では、がん検診の受診率を「第3次健康都市いずみ21計画」や「和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけ、目標値を設定し、受診率向上に努めています。

また、がん検診受診率の分析、評価を行っています。

受診率向上に有効と検証されている「個別勧奨」は、効果的な対象選定や資料作成に努めているほか、令和4年度から胃がん内視鏡検診の対象者を拡大しています。

②歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

**【回答】**

市では、歯と口腔の健康を「第3次健康都市いずみ21計画」の健康分野の一つに位置づけるとともに、「第3次和泉市食育推進計画」の推進のために取り組むべき施策の一つとして位置づけ、生涯にわたって健康な生活が送れるよう、子どもの頃からのむし歯予防や青年期以降の歯と口腔の健康づくり等ライフステージに応じた取組みを推進

しています。

市民が「歯科検診」を受ける機会としては、壮年期の方を対象とした歯周病検診や妊婦歯科健診を実施しており、がん検診の受診勧奨と合わせた個別勧奨や各種事業を活用した周知啓発に努め、受診率向上を図っています。

## 7. 介護保険・高齢者施策

①高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

### 【回答】

国の動向を注視しながら法定負担割合の中で介護保険制度維持を図ります。

また、介護給付費準備基金は、第8期計画では全額保険料引き下げのために取り崩しています。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

### 【回答】

公費投入による低所得保険料軽減、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の方を対象とした減免制度等国の制度を活用し被保険者の負担軽減に努めます。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

### 【回答】

利用料減免は、従来の国の制度である特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、社会福祉法人利用者負担軽減制度等を活用し、利用者の負担軽減を図っていきます。

④総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従



来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。

また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。  
ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

**【回答】**

イ、すべての要支援者が従来相当サービスを受けていただけます。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を受けることが可能です。

ロ、訪問型サービスは、従来額によるサービスとしています。

⑤居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を専重した取り扱いを行うこと

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

**【回答】**

イ、各検証は、利用制限を目的としているわけではないことをケアマネージャー等に十分に周知し、今後も利用者のニーズ及び必要性に則して対応するよう努めます。

ロ、自立支援型地域ケア会議は虚弱高齢者の自立支援について多職種の多角的視点で協議を行い、ケアマネジメント能力向上を目的に実施しています。プラン実施後の介護サービスからの「卒業」は虚弱高齢者の最大の目標ではありますが、卒業に向けてどのようにケアマネジメントを行うかを重視していますので、「卒業」を迫るものではありません。

⑥保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

**【回答】**

自立支援・重度化防止を目標に適切な介護サービスが受けられるよう支援します。

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

**【回答】**

熱中症予防声かけプロジェクトが主催(環境省が後援)している熱中症予防を呼びかける熱中症対策アドバイザーを地域包括支援センターの保健師等が中心に取得し、熱中症対策の普及・啓発に努めています。

また総合事業では、おたがいさまサポーターの活動メニューに散歩や約1時間のちょっとしたお出かけに付き添う「おでかけ応援」を展開しており、こちらを用いて近隣の公共施設へ行くことが可能となります。また、低額な年金生活者や生活保護受給者へのクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度実施の予定はありません。

⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

**【回答】**

サービス利用・提供能力及び保険料水準等を勘案し、3年毎に策定する介護保険事業計画に基づき施設整備を行っていきます。

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による、全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

**【回答】**

国の動向を注視していきます。

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

**【回答】**

現在、制度実施の予定はありません。

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

**【回答】**

高齢障がい者に対する介護保険サービスと障がい福祉サービスは、介護保険サービス優先の考え方を基礎とし、個々の状況や申請等に応じて本人に必要なサービスを切れ目なく利用できるよう対応しています。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

**【回答】**

市では、65歳到達の1年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っています。基本的には介護保険サービスを利用するよう勧奨を行っていますが、個々の状況等を踏まえ、引き続き障がい福祉サービスの支給決定を行っています。

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

**【回答】**

厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、個々の状況等に応じた障がい福祉サービスの支給決定等を行っています。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自

ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

**【回答】**

一定の支給基準等は設けていますが、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、個々の状況等に応じた障がい福祉サービスの支給決定等を行っています。

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

**【回答】**

市では、65歳到達の1年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っています。その際に、障がい福祉サービス固有のサービス等も含め、障がい福祉サービスの利用に関する説明を丁寧に行っています。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

**【回答】**

65歳以上に関わらず、障がい福祉サービスの支給量に関する基準は国より明確に示されているものではありません。以前より障がい福祉サービスの支給量等に関する基準は、国に対して明確化するよう要望しています。

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

**【回答】**

国が示す「国庫負担基準単位」において、すでに基準が設けられています。

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

**【回答】**

市では従来相当サービスをご利用いただけます。ご利用いただくサービスは、地域包

括支援センターや担当ケアマネジャーと相談の上、事業所を選択し、サービスをご利用いただけます。

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担をなくすこと。

**【回答】**

市町村民税非課税世帯は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて負担上限月額が0円で、介護保険法に基づく介護保険制度は、1割負担となっています。

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

**【回答】**

大阪府の補助制度として運営しており、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設は困難です。

## 9. 生活保護

①コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

**【回答】**

生活保護申請数並びに決定数の現状は、人口減少やコロナ禍における経済政策として行われている給付金・貸付金制度の効果によるものが要因であると考えられます。

扶養照会は、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には実施しない等、厚生労働省からの通知に則った対応を実施しています。

また、生活保護申請の意思を表明された場合は、生活保護制度の説明を十分行った後、必要な申請書類を交付のうえ記入いただき申請を受理しています。

②札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

**【回答】**

生活保護に関するポスター作成・掲示や広報紙等による周知啓発は、近隣他市の動向

も鑑みつつ、情報収集していきます。

③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

**【回答】**

ケースワーカーは社会福祉法により社会福祉主事であることが定められており、資格を有しない職員が生活保護担当課に配置された場合等は随時資格取得を行っています。

また、会計年度任用職員を効果的に配置し、ケースワーカーの負担軽減を図り本来業務が滞らないよう努めています。

研修は、上司（査察指導員）などによる OJT はもとより、研修機関等の外部の研修に積極的に参加するとともに、その成果を内部で共有するなど、職員のレベルアップを図っています。生活保護申請者の方には人権を尊重した対応を行っています。

また、生活保護申請の意思を表明された場合は、生活保護制度の説明を十分行った後、必要な申請書類を交付のうえ記入いただき申請を受理しています。

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

**【回答】**

シングルマザーや単身女性の担当を性別で分けることはしていません。ただし、シングルマザーや単身女性の家庭訪問には、できる限り女性職員を同行させるようにしています。

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。）

**【回答】**

「しおり」は、法改正等により内容変更が必要となった場合は、わかりやすい表現に配慮し改善しています。

生活保護制度は、相談者等の状況を十分に把握した上で生活保護の受給要件を満たしているかどうかの判定の説明等が必要であるため、「しおり」や申請書等をカウンター

に配架せずに、相談者等と面談の上、当制度や他法他施策等の説明を十分行った後、生活保護申請の意志がある方について「しおり」や生活保護申請書を交付しています。

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

**【回答】**

原則、生活保護制度で自己負担がない医療扶助において、福祉事務所が医療証を発行した場合、すぐに医療機関を受診できる長所がある反面、医療証の不正利用が懸念されるという短所があることから、かかりつけの医療機関ごとに医療券を発行しています。

しかしながら、休診時に体調不良となるなどやむを得ない場合は、他の医療機関への受診が可能なことも説明しています。

上記対応は国からの通知に則り実施しており、現在のところ医療証の発行を国へ要望することは検討していません。

次に、健診受診は、健診を希望される方だけでなく、生活保護受給者健康管理支援として積極的に市民健康健診等を勧奨しています。

⑦警察官 0B の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回答】**

生活福祉課には、警察官 0B の配置は行っていません。

「適正化」ホットラインは、開設等の予定はありません。

⑧生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

**【回答】**

平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省の住宅扶助の引下げの通知があり、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの期間は国が定める要件に当てはまる場合に限り経過措置として旧基準額で住宅扶助を支給していましたが、平成 28 年 7 月 1 からは所定の住宅扶助額に基づき支給しています。

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労

働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

特別基準額の支給は世帯状況、地域事情を厳正に検討の上、対応しています。また、冬季加算は国の定める加算で行っています。

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

【回答】

医療費の一部負担の導入やジェネリック医薬品の使用義務化などを、国に対し要望はしていません。

ただし、医薬分業が進んでいる現在において、複数の医療機関で医療を受ける権利を保障しているなかでは、かかりつけ薬局の役割が重要です。

生活保護受給者に限らず、薬歴管理、副作用歴などを一元管理するかかりつけ薬局は、投薬の相互作用チェックや副作用の未然防止など患者の安全性を確保することができ、結果として、健康で長生きにつながるものと考えています。

また、生活保護受給者の国保加入は、今後も国の動向を注視していきます。

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

大学等に就学するものは、すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護制度上は世帯分離措置によって取り扱うこととされています。

独自要望項目

1. 現行の「高齢者お出かけ支援チケット」よりも、高齢者お出かけ支援施策として優れていることが実証されており、また市民からの要望も届けられている「お出かけ応援（100円）バス制度」（堺市ではすでに実施）を和泉市でも実施してください。

【回答】

財源の確保が難しいため、現状「お出かけ応援（100円）バス制度」は実施する予定



はありません。

2. コロナ禍で困っている学生応援フードバンクプロジェクトが桃山学院大学の学生ボランティアが中心となって継続実施され、今月で 21 回を数えています。来場者の増加により、食品・物品準備量(市民からの寄付による)の確保に苦勞されています。桃山学院大学の学生支援は、和泉市の「知」の向上に直接繋がります。「大阪いずみ生活協同組合と締結した協定」の実効性の向上、災害備蓄食品更新時の、備蓄解除品の提供などの公的支援の抜本的強化に取り組んで下さい。

**【回答】**

防災教育の一環として市内各小学校 5 年生に対し期限の近づいた食料を配布しています。

また、地域の防災組織が実施する訓練等に活用しています。ご要望があれば、できる範囲で提供させていただきます。

3. 日本国憲法の理念と地方自治の本旨に基づき住民福祉を増進する行政を回復することが求められています。市の行政の様々な分野における行き過ぎた「民の活力導入」神話を是正し、公の責務を果たす行政への転換を進めて下さい。

**【回答】**

日本国憲法第 92 条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とし、地方自治法の本旨とは、一般的に「団体自治」と「住民自治」の 2 つの要素からなるとされています。

市では、第 5 次総合計画の重点施策の一つとして「支えあい・協働の促進」を掲げており、市・市民・関係団体・企業等の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい財政状況が予想される中、民間活力をうまく活用しながら、第 5 次総合計画に掲げる将来都市像「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」の実現に向けて、取り組んでいきたいと考えています。

4. 気候危機の回避は私たち人類の生存に関わる喫緊の課題です。地方行政がすぐ取り組める課題の一つが、資源ゴミ・非生分解性プラスチックの完全回収と再利用化システムの整備です。通常の「研究する」との姿勢では、2030 年に間に合いません。可能な施策から即決実施に取り組んで下さい。

**【回答】**

市では、市民に分別していただいた「飲料用ペットボトル」、「ペットボトルのキャッ

プ」、「プラスチックボトル」、「食品トレイ（発泡スチロール）」、「卵パック」の5品目を「新分別」として収集し、リサイクルに努めています。

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製の商品等の使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により有効利用することが定められています。あらゆるプラスチックをより効率的にリユース・リサイクルしていくためには、国が認定するプラスチックの選別及びリサイクル事業者への効率的な搬入方法や市民に分かりやすい分別方法等を十分に検討する必要があるため、国及び先進自治体の情報を収集のうえ取り組んでいきたいと考えています。